

第 2 3 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 5 月 1 2 日

上富良野町農業委員会

第23回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成28年5月12日(木) 午後7時00分から午後7時40分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 10名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
5	石橋 信次	6	佐藤 良二	7	井村 昭次
9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見	11	井村 悦丈
12	青地 修				

4 欠席委員

4	杉本 隆一	8	島田 政志		
---	-------	---	-------	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 土地の現況証明下付について
- 日程第7 議案第3号 土地の現況証明下付について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第8 議案第4号 平成27年度上富良野町農地賃借情報の公開について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後7時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第23回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
3番 谷 忠 委員に合わせ、ご唱和ください。

谷 委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。定数に達しておりますので、これより第23回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、9番 館尾雄治 君、10番 長谷川裕見 君、を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報

事務局 告第2号朗読。

1番、〇〇地区、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑1筆、面積が6,991㎡、農地法第3条による平成33年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが離農されることとなり合意解約となりました。

2番、〇〇地区、茨城県土浦市〇〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑1筆、面積2,401㎡、農業経営基盤強化促進法による平成35年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが農地を返還することとなり合意解約となりました。現在、この農地につきましては幹旋の手続きが進められており、5月16日に幹旋会が開催される予定になっております。

議長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成28年5月12日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

所4番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田3筆、面積25,522㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。

所5番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん。田7筆、畑13筆、面積144,210㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所4番について、提案に関する補足説明を願います。

「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。所4番について、補足説明いたします。

4月21日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇会館で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

石橋委員

所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり田 200,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

続いて、諮問第1号 所5番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 井村悦丈 委員」

井村委員

11番 井村です。所5番について、補足説明いたします。

4月27日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん
所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり田 80,000 円、畑 53,000 円で売買となりました。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

谷委員

〇〇〇〇会社さんは農業生産法人ですか。農地を取得して作付する作物は何ですか。

事務局

〇〇〇〇会社さんは農業生産法人です。〇〇地区でも農地を取得されております。
作物はぶどうや水稻です。

議 長

他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所5番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成28年5月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議案第1号1番について

北海道営土地改良事業により造成した農業用用水施設（パイプライン）事業の完了に伴い、維持管理を行う〇〇〇〇にパイプラインの施設財産が移転されます。

維持管理を行うため設定された地上権も、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ移転を行うものです。全65筆 6,649.60㎡です

今回完了された事業は、〇〇地区の〇〇〇〇幹線用水路3,797mと〇〇〇〇幹線用水路2,466mです。

議案第1号2番について

出し手は河西郡芽室町の〇〇〇〇会社さん。受け手は河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん。畑3筆、面積49,795㎡、過去に〇〇〇〇会社さんが原野及び山林として取得されました。その後、農地として整備されました。〇〇〇〇会社さんは農業生産法人ではありませんので、〇〇〇〇会社さんへ使用貸借となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号2番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。 議案第1号2番について、補足説明いたします。

出し手 芽室町の〇〇〇〇会社さん、
受け手 更別村の〇〇〇〇会社さん、
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇さんの東側の原野を農地としたところと、〇〇〇〇さんが所有されていた農地の隣接となります。

〇〇〇〇会社と〇〇〇〇会社は系列会社となり、〇〇〇〇会社が中山間事業の対象となるため使用貸借するものです。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成28年5月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番、この土地は、先程の農地法第3条の申請がありました土地です。地目を山林から畑へ変更して中山間地域等直接支援交付金などの補助事業対象農地とするためです。
2番、312番3については公簿地目が畑ですが現況は倉庫が建っており、倉庫を利用している。624番4については公簿地目が宅地ですが、今後も畑として利用したいとのこと。所有者の〇〇〇〇さんから賃貸借で〇〇〇〇さんが耕作されている。今回地目を整理して将来的に売買をしたいとのことです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。4月25日に佐藤委員、館尾委員とともに現地調査を行いました。
所在地は〇〇地区、〇〇〇〇さん住宅から東側奥に入ったところです。
公簿は山林ですが、現地確認の結果、農地と認められました。以上です。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号2番について、提案に関する補足説明を願います。
6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。4月25日に館尾委員、三好委員とともに現地調査を行いました。
所在地は〇〇地区、富良野川の堤防東側、〇〇〇〇さんが住んでおられた所となります。
公簿地目、畑の所は、倉庫として使用されており、農地以外となります。
公簿地目、宅地の所は、住宅等壊した後、農地と認められました。以上です。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○番 〇〇〇〇
委員の退席を求めます。(○番 〇〇〇〇 委員 退席)

議 長 議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成28年5月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

3番、この土地の公簿地目は田ですが、所有者の〇〇〇〇さんが相続を受ける前から不耕作となっていたようです。年数が経ち、現地調査の結果、農地として認められませんでした。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号について、現地調査を行った委員から補足説明をお願いします。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。4月25日に佐藤委員、三好委員とともに現地調査を行いました。

所在地は〇〇地区、〇〇〇〇さんの住宅の北側となります。
〇〇〇〇さんが耕作されていましたが、平成5年頃から不耕作となっております。その後、相続により〇〇〇〇さんが所有となりました。現地確認の結果、一部雑木状態もあって、農地としては認められませんでした。以上です。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(○番 〇〇〇〇 委員 着席)

議 長 日程第8 議案第4号「平成27年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
平成27年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について、平成27年1月1日から平成27年12月31日の1年間に締結された賃貸借における農地賃貸借料水準(10a当

事務局 り)の公開について審議を求める。
平成28年5月12日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

賃貸借料平均額の算定あたっては、田と畑ごとに10a当りの賃貸借料の件数の加重平均としていきます。農地法第52条に基づき、賃貸借料情報を町のホームページ等で公開していきます。
ご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第23回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。「礼」

以上、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後7時40分

上記第23回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年5月13日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____